



収用委員会御中

備考

- 一 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 二 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 三 裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができると。
- 四 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 五 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第十九条第一項の規定によって工事を行うことを要求する場合、その費用の見積をあわせて記載すること。
- 六 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。